

特 記 仕 様 書

年 度： 令和8年度

工 事 名： 片貝漁港水産物供給基盤機能保全及び
県単海岸整備合併工事(-4.0m航路外浚渫)

漁 港 名： 第4種漁港 片貝漁港

工 事 箇 所： 山武郡九十九里町小関地先

第 1 章 総 則

第 1 条 適 用

- 1 この特記仕様書は、土木工事共通仕様書【令和 7 年度版】でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
- 2 本特記仕様書に定めない事項については、別に定める「土木工事共通仕様書」、「漁港漁場関係工事共通仕様書（水産庁漁港漁場整備部）」及び「港湾工事共通仕様書（国土交通省港湾局）」によるものとする。
なお、本工事で適用する土木工事共通特記仕様書の詳細は別表に示すとおりとする。

第 2 条 工 期

本工事の工期は、雨天、休日等を見込み、契約日の翌日から 150 日間とする。

第 3 条 作業区分

本工事の作業区分は以下によるものとする。

作業区分	施 工 区 分
昼間作業	すべての工事
夜間作業	—

ただし、上記区分に変更を要する場合は監督職員の承諾を得るものとする。

第 4 条 工事中の安全確保

工事実施期間中、下記のとおり安全監視船を配置するものとする。

	昼間作業	夜間作業	摘 要
浚渫工	1 隻	—	浚渫箇所

第 5 条 難工事の指定について

本工事は、難工事として指定した工事である。

第6条 週休2日制適用工事（漁港漁場関係工事）

- 1 本工事は週休2日制適用工事（漁港漁場関係工事）である。
- 2 受注者は、現場閉所による週休2日工事として取り組むこと。
なお、予定価格には4週8休達成相当の経費を補正している。
- 3 受注者が週休2日交代制工事を希望するときは、受発注者間で協議し週休2日制交代工事に変更することができる。
- 4 週休2日制の実施にあたっては「週休2日制工事（漁港漁場関係工事）試行要領（令和7年10月版）」に基づき行うこと。

第7条 建設副産物

1. 共通事項

- 1) 「千葉県建設リサイクル推進計画2016ガイドライン」に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を「コブリス・プラス」（旧「建設副産物情報交換システム（COBRIS）」）により作成し、施工計画書に含め各1部提出すること。また、計画の実施状況（実績）については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「コブリス・プラス登録済確認書」を同システムにより作成し、各1部提出すること。なお、これらの計画及び実施状況の記録を工事完成後5年間保存すること。

◎作成対象工事

「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」は請負金額が、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「コブリス・プラス登録済確認書」は最終請負金額が100万円以上の全ての工事について建設資材の利用、建設副産物の発生・搬出の有無にかかわらず作成すること。なお、建設資材の搬入量又は建設副産物の搬出量が一定規模以上となる場合は、法令等に基づき「再生資源利用計画書」又は「再生資源利用促進計画書」を、それぞれ工事現場の見やすい場所に掲示し、公衆の閲覧に供すること。

- 2) 「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」に基づき、建設副産物の処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」を作成し、監督職員の確認を受け、同申請書を1部提出すること。なお、建設廃棄物の処理を委託する場合は、収集運搬又は処分について許可業者と各々建設廃

棄物処理契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを同申請書に添付すること。建設副産物の処理完了後速やかに、「建設副産物処理調書」を作成し、1部提出するとともに、実際に要した処理費等を証明する資料（受入伝票、写真等）を監督職員に提示し確認を受けること。

- 3) 建設廃棄物の処理に当たって、産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、原則として複写式伝票のD票及びE票を提示すること。また、電子マニフェスト方式による場合は、原則として廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき指定された情報処理センターが発行する当該工事のマニフェスト情報を提示すること。

第8条 低入札価格調査制度

- 1) 本工事は、低入札価格調査制度調査対象工事（以下、「調査対象工事」という。）に該当した場合は、千葉県建設工事検査要綱（検査の区分を規定）及び中間検査実施細則（中間検査実施区分を規定）の定めに関わらず、中間検査の指定対象工事として中間検査を実施する。
- 2) 調査対象工事の中間検査の実施は、「中間検査実施細則」に関わらず原則として2ヶ月に1回、隔月ごと及び主要工種を考慮し施工上の変化点等で行うが、実施時期は監督職員が指定する。なお、検査日及び検査監氏名は別途通知する。

第 2 章 段 階 確 認

第 9 条 段階確認

1. 受注者は、以下の工種の施工段階においては、段階確認を受けなければならない。この際、受注者は、工種、細別、確認の予定時期を監督職員に書面により報告しなければならない。

ただし、段階確認の実施時期及び実施箇所は監督職員が定めるものとする。

種 別	細 別	施 工 段 階
浚渫工	測量	施工前
浚渫工	測量	施工完了時

2. 段階確認は該当工種の出来形確認及び技術的確認を行うものであり、給付の対象とはしない。

第 3 章 施 工

第 10 条 浚渫工

- 1 本工事は、航路の水深を確保するために水底土砂の浚渫を行う工事である。
- 2 作業現場の土質条件、海象条件、周辺海域の利用状況等を考慮して、安全かつ効率的な作業が可能な作業船を選定するものとする。
- 3 浚渫土砂の運搬先については、下記のとおりとする。

・ -4.0m 航路、-4.0m 泊地、-2.0m 航路

(5km 先の排出海域に海洋投入処分)

- ① 北緯 35° 30' 28" 東経 140° 29' 49"
- ② 北緯 35° 30' 16" 東経 140° 29' 35"
- ③ 北緯 35° 30' 05" 東経 140° 29' 49"
- ④ 北緯 35° 30' 16" 東経 140° 30' 03"

(別添海洋投入排出位置図参照)

- ・-4.5m 航路 (18km 先の海上養浜箇所に土砂投入)

※詳細の投入箇所については、契約後に地元漁業協同組合と調整することとする。

- 4 本工事は、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」の規定による廃棄物海洋投入処分許可を受けているため、許可条件を遵守すること。

第 1 1 条 作業船の回航について

- 1 作業船の回航は京浜港を基地港として片道の回航費 (97 湊) を計上している。

船 種	数量
グラブ浚渫船 9.0m ³ (普通地盤用) (スパッド式)	1 隻
土運船 650m ³	2 隻

- 2 作業船の回航は、当該港への出入港を書面等にて確認し、入出港が基地港と異なる場合については、監督職員と協議すること。
- 3 作業船の回航において、付属船の配備が必要となる場合は、回航許可書等により監督職員と協議すること。
- 4 回航に伴う確認請求は、原則として契約後最初に行う施工計画書の立案時に行うこと。
- 5 作業船の船団構成に変更が生じる場合は、監督職員と協議すること。

第 1 2 条 出来形管理

本工事における浚渫工の出来形管理は水深により管理 (10m ピッチ) するものとする。

第 4 章 そ の 他

第 1 3 条 設計図書

設計図書については、契約後速やかに電子データで受注者に貸与する。

- (1) 図 面 : CAD データ (SXF (P21Ver. 2) CAD 製図基準に準拠)
- (2) 数量総括表 : P D F データ
- (3) 特記仕様書 (施工条件の明示含む) : Microsoft WORD データ

第 14 条 工事完成図

工事完成図を下記により作成すること。

- (1) CAD データ (SXF (P21Ver. 2) CAD 製図基準に準拠)
- (2) 出来形 (実測値) を記入すること。レイヤは監督職員と協議する。

第 15 条 環境省への提出書類について

本工事における海洋投入処分は令和 7 年 5 月 2 日付け、許可番号 25-007 にて許可されたものである。そのため、監視報告に添付する資料として、以下に示す書類を電子データにて施工後に提出すること。

- ・航跡図
- ・排出確認済証
- ・海洋投入排出報告書
- ・廃棄物処理記録簿
- ・海洋投入一覧表

第 16 条 施工環境監理者の配置について

1 本工事は、施工環境監理者の配置を義務付けた工事である。

2 目的

周辺海域の自然環境や水生生物の生息環境に配慮した施工を監理する者（以下「施工環境監理者」という。）に適正な技術者を配置することにより、環境保全に配慮した円滑な施工を確保することを目的とする。

3 施工環境監理者の業務内容

- 1) 周辺海域の自然環境に対する検討
- 2) 周辺海域の水生生物の生息環境に対する検討
- 3) 関係期間との連絡調整

4 施工環境監理者の資格

「技術士若しくは技術士補のうち水産部門（水産土木）の資格を有する者又は、社団法人大日本水産会の行う水産工学技士（水産土木部門）認定試験に合格し、水産工学技士として登録した者」と同等以上の能力と経験を有する者とは、建設業法の 1 級土木施工管理技士又は 2 級土木施工管理技士の資格を有し、且つ、次のいずれかを満たす者とする。

- (1) 学校教育法による大学（短期大学を除く。）若しくは旧大学令による大学において、水産学、土木工学、農業土木又は森林土木（以下、「水産土木の指定学科」という。）の課程を修めて卒業した者で、卒業後、水産土木の技術的業務に従事した期間を通算した期間（以下、「水産土木業務の実務経験期間」という。）が2年以上に達する者、又は水産土木の指定学科以外の課程を修めて卒業した者で、卒業後、水産土木業務の実務経験期間が4年以上に達する者
- (2) 学校教育法による短期大学若しくは旧専門学校令による専門学校において、水産土木の指定学科の課程を修めて卒業した者で、卒業後、水産土木業務の実務経験期間が4年以上に達する者、又は水産土木の指定学科以外の課程を修めて卒業した者で、卒業後、水産土木業務の実務経験期間が6年以上に達する者
- (3) 学校教育法による高等学校若しくは旧中等学校令による中等学校において、水産土木の指定学科の課程を修めて卒業した者で、卒業後、水産土木業務の実務経験期間が6年以上に達する者、又は水産土木の指定学科以外の課程を修めて卒業した者で、卒業後、水産土木業務の実務経験期間が8年以上に達する者
- (4) 上記（1）から（3）以外の者で、水産土木業務の実務経験期間が10年以上に達する者（注）水産土木業務とは、水産土木事業の計画、調査、設計、施工管理及び維持管理等の技術的業務をいう。

5 施工環境監理者の専任

原則として施工環境監理者は専任とする。但し、密接な関係にある二件以上の工事を同一又は近接した場所で施工する場合は、兼任できるものとする。また、主任技術者、監理技術者、現場代理人と兼務できるものとする。

6 実施体制の表示

施工計画書に施工環境監理者の氏名及び該当する資格を記載するものとし、これに変更が生じた場合には、遅滞なく書面により監督職員にその旨を届けるものとする。

7 資格証明書の携行

施工環境監理者は工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会

社名及び社印の入った資格証明書を携行することとする。

第 17 条 専任特例 2 号の場合の監理技術者配置

1. 本工事において、建設業法第 26 条第 3 項第 2 号（以下「専任特例 2 号」という。）による場合の監理技術者の配置を行う場合は、以下の要件を全て満たさなければならない。
 - （1）当該工事現場に監理技術者の行うべき職務を補佐するもの（以下「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
 - （2）監理技術者補佐は、主任技術者の資格を有する一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第 27 条の規定に基づく技術検定種目は、監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
 - （3）監理技術者補佐は所属建設業者（受注者）と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - （4）同一の専任特例 2 号の場合の監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に 2 件までとする。
 - （5）監理技術者として職務を適正に遂行するため、当該工事の内容に応じ、兼務する工事が以下の範囲にあること。
 - ①土木工事の場合 兼務する工事が千葉県内にあること
 - ※河川工事の場合は、兼務する工事が沿川市町村内にあること
 - ②建築工事、建築設備工事等の場合 兼務する工事が千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、茨城県の都県内にあること
 - （6）監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
 - （7）監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
 - （8）監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
 - （9）監理技術者は、維持工事を兼務することは出来ない。なお、ここでの維持工事とは、通年維持工事等（24 時間体制での応

急処理工や緊急巡回等が必要な工事)をいう。

2. 専任特例 2 号による監理技術者を配置する場合は、主任技術者等兼任届及び前項各号について確認できる書類を提出すること。
3. 本工事において、専任特例 2 号による監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ（CORINS）への登録を行うこと。

第 18 条 ウィルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、監督職員と工事に関する事項に関する事項について電子データを提出する際には、ウィルス対策を実施した上で提出しなければならない。

第 19 条 付則

仕様書に定めのない事項や内容に疑義が生じた場合には、監督職員と協議して処理するものとする。

特記仕様書別表 詳細は土木工事共通特記仕様書 第2章 選択編をご参照ください

条	条 目	適用(不要項目に二重取消線)
第2-1条	電子納品	・該当する(副本登録する) ・該当する(副本登録しない)
第2-2条	工事監督支援業務の担当技術者	・該当する ・該当しない
第2-3条	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)	・該当する ・該当しない
第2-4条	難工事の指定	・特記仕様書による
第2-5条	「三者会議」の実施	・該当する ・該当しない
第2-6条	熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事	・該当する ・該当しない
第2-7条	快適トイレ	・該当する ・該当しない
第2-8条	週休2日制適用工事	・特記仕様書による
第2-9条	遠隔臨場	・発注者指定型 ・発注者指定型以外 ・該当しない
第2-10条	I C T活用工事 ※右表に対象工種を記載	・該当する 対象工種 ・該当しない
第2-11条	現場打ちの鉄筋コンクリート構造物におけるスランプ値の設定等	・該当する ・該当しない